

保険料経過措置延長についての神戸市の考え方

1. 神戸市の第 3 期保険料の設定について

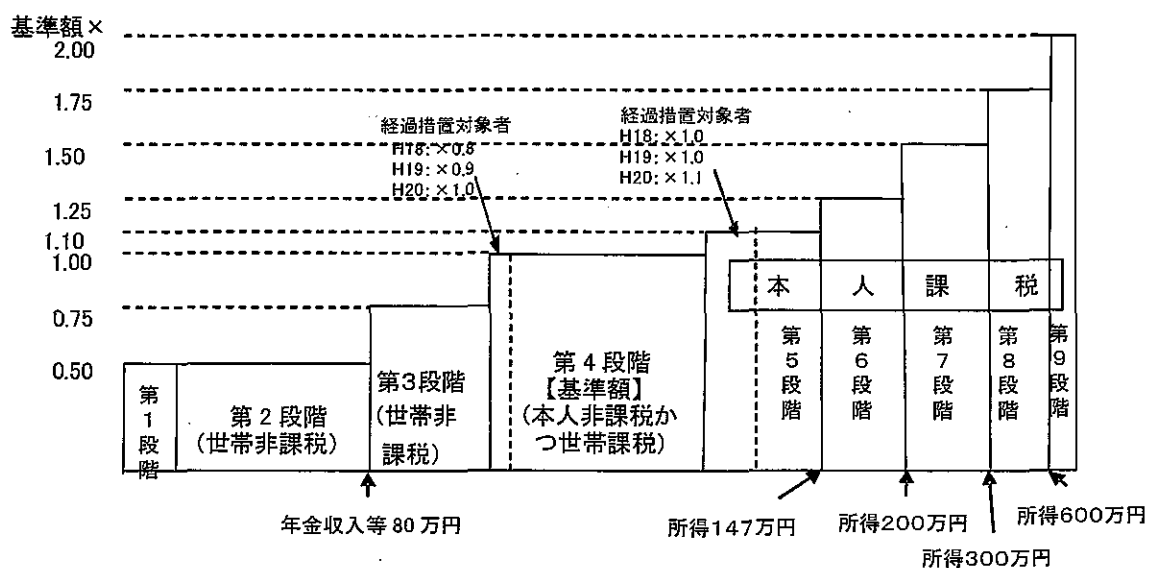
第 3 期保険料の段階設定について、課税層においては、市町村の判断でより細かな分割が設定できることとなったため、本市では、所得の低い方や税制改正の影響を受ける方への配慮を行うため、9 段階制（17 年度までは 5 段階制）を採用しています。

※本市の基準額：1 期 3,137 円 → 2 期 3,445 円 → 3 期 4,694 円

税制改正の影響を受ける方については、政令に基づく経過措置（高齢者の非課税限度額措置廃止への対応）の導入のほか、経過措置の対象とならない公的年金等控除の見直しの影響を受ける方の負担も配慮するため、本人非課税から課税となり、料率が大幅に上がる方について、国基準の料率 1.25 を下回る 1.1 を本市独自に設定しています。

本市においては、経過措置の対象者は、約 2 万 5 千人（第 4 段階と第 5 段階の経過措置対象者の合計。19 年 7 月データ）となっています。

平成 18～20 年度、神戸市の第 1 号保険料の段階設定のイメージ図



2. 保険料経過措置延長についての神戸市の考え方

経過措置の対象となる方は、従来と収入が変わらないにもかかわらず、税制度上、非課税から課税となり、段階制を採用する介護保険料については、一定の所得階層において負担増となっていますが、現行の経過措置は19年度までとされ、20年度には終了します。

こうした状況の中、介護保険料に対する不服により提起された本市の審査請求件数については、17年度の2件から、18年度は81件と急増しており、この中には経過措置の方も含まれます。

また、納入通知書（年額の介護保険料をお知らせするもの）を高齢者の皆さんへ郵送した後の市への問い合わせについても、来庁者数が約11,300件、電話件数が約9,900件（計約21,200件。18年度納入通知書発送後の22日間のデータ）となるなど、介護保険料の金額や内容について、高齢者の皆さんの関心が高まっており、一部では理解を得るのが難しい状況となっています。

こうしたことから、今回の国の経過措置延長の提案に対する本市の考え方については、経過措置延長に係る財源の確保や、市議会での条例改正の審議、システム改修等の財政負担や事務負担など、様々な課題はありますが、経過措置に該当する方は高齢者の中でも、急激な負担増となっている層の方ですので、これらの課題が克服出来れば、実施に向けて検討していきたいと考えています。

なお、経過措置の延長に際しては、市町村の介護保険システムの改修等、一定の準備期間を要しますので、国におかれては、早期に方針を決定していただく必要があると考えています。